# 高知労働局

#### **Press Release**

088-885-6041

高知労働局発表令和7年9月18日

#### 【照会先】

高知労働局雇用環境・均等室

(電話)

 室
 長
 森
 郁雄

 室長補佐
 山本
 由香

高知労働局職業安定部職業安定課

職業紹介係長 橘 健

(電話) 088-885-6051

報道関係者 各位

## くるみん・ユースエール認定通知書の交付式を行います

高知労働局(局長 菊池 宏二)は、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づき「子育てサポート」、「若者の採用・育成」について雇用管理の改善に取り組む優良な企業を認定し、下記のとおり認定通知書の交付式を行います。

高知労働局においては、仕事と子育ての両立支援、若者の地元就職・定着を図るため、県内の 優良企業を認定しています。

日 時:令和7年9月24日(水)10時30分から

場 所:高知労働局

別館 3 階 301 会議室(高知市南金田 1-39)

# 認定企業

- ・株式会社 太陽【くるみん】
- ・久保建設 株式会社【ユースエール】
- ・株式会社 三谷組【ユースエール】
- ・山下電機 株式会社【ユースエール】



#### 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、計画に定めた目標を 達成するなど一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定(くる みん認定・トライくるみん認定)します。さらに、より高い水準の取り組みを行い、一定の基準を満 たした認定企業には特例認定企業として認定(プラチナくるみん認定)します。

※令和4年4月1日から、「くるみん認定」がより高い基準に改正されました。

#### 「両立支援のひろば」

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び次世代育成支援に関する取組を公表するためのウェブサイトです。各社の取組状況や両立支援に関する情報を検索できます。

(https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/)





#### 「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。労働局・ハローワークでは、認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

#### 「若者雇用促進総合サイト」

全国のユースエール認定企業をはじめとした、さまざまな企業の情報を検索できる総合サイトです。 個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や採用情報が閲覧で きるほか、就職活動の始め方・進め方等の就職相談窓口の検索を行うことができます。

(https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action)



#### 〈参考資料〉

- 資料① 雇用管理の改善に取り組む優良な"厚生労働大臣認定企業"を知っていますか?
- 資料② 知っていますか?ユースエール認定企業
- 資料③ 「株式会社 太陽」のくるみん認定に係る取組・実績
- 資料④ 「久保建設 株式会社」のユースエール認定に係る取組・実績
- 資料⑤ 「株式会社 三谷組」のユースエール認定に係る取組・実績
- 資料⑥ 「山下電機 株式会社」のユースエール認定に係る取組・実績
- 資料⑦ 新たな 10 年がスタート! 次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、 プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

# くるみん・ユースエール認定通知書交付式取材申込書

取材を希望される場合は、9月22日(月)17時までにメール又は 電話で次の項目をご連絡ください。

なお、事前にご連絡をいただいていない場合も取材は可能です。

	報道機関名
申 込 者	記 者 氏 名
	連絡先 (電話番号等)
	人
取材人数	(カメラ台数:ムービー 台、スチール 台)
	(三脚の使用: 有 無 )
連絡事項	

- ※ 申込は報道機関の方のみ対象となります。
- ※ 取材にあたっては、担当者の指示に従っていただきますようお願いします。

【連絡先】高知労働局 雇用環境・均等室 森田・山本

メール: 39kokin@mhlw.go.jp

電 話:088-885-6041

# 雇用管理の改善に取り組む優良な "厚生労働大臣認定企業"を知っていますか?

あなたはどんな企業で働きたいですか?

長く働ける!

ワークライフバランスを 大切にしてくれる!

女性が活躍できる!

子育てしやすい!

女性の活躍に向けた取組や、労働者の仕事と子育ての両立を図る取組を 積極的に行っていると厚生労働大臣が認定した企業です。

女性活躍推進

女性の活躍促進のための取組が優良な企業です

# えるぼし認定制度

女性活躍推進法特集ページ



「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍促 進に関する取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」として認定します。

認定の段階は、「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」(※)を満たした数に応じて 「1つ星|から「3つ星|まで3段階あります。

※女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準

2 継続就業

3 労働時間等の働き方 4

管理職比率

5 多様なキャリアコース

# プラチナえるぼし認定制度

えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況 が特に優良である企業を、厚生労働大臣が「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

## プラチナえるぼし認定企業



• (学) 平成学園

(株) 高知銀行

### えるぼし(3つ星)認定企業



- (株)あさの
- 高知空港ビル(株)
- (株) フクヤ建設

- (株) Yell Pharmacy (株) 西日本セイムス
- ワールドビジネスシスコム(株) ・和建設(株)
- (株)ダイセイ

(株)幸

- (株)地研
- (株) SHIFT PLUS
- (株) 土佐御苑

#### えるぼし(2つ星)認定企業 🥌



- (株)四国銀行
- 中勝建設(株)
- 高知信用金庫
- (株) 轟組
- 高陽開発(株)
- ミタニ建設工業(株)

(株) GLC GLOBAL JAPAN

# くるみん認定制度

両立支援のひろば

検索



「次世代育成支援対策推進法」に基づく<mark>認定</mark>制度。<mark>一般事業主行動</mark>計画の策<mark>定</mark>・届出を行った事業主のうち、 計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たし<mark>た企業を厚生労働</mark>大臣が<mark>「</mark>くるみん認定企業!「プラチナく るみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定します。

不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。

# プラチナくるみんプラス認定企業 🥮



• (株)四国銀行

(学) 平成学園

### プラチナくるみん認定企業 💜



(株)高知銀行

(株)インターナカツ

# くるみん認定企業 🥐



- ( 社医) 仁牛会
- (株)ウィル
- (株)高南メディカル
- (株) 仁栄会
- (株) 山崎技研
- (株) サンシャインチェーン本部
- 新進建設(株)
- 国立大学法人高知大学
- (医)旦龍会
- 土佐清水食品(株)

- (社) 尽心会
- (社) CIJ福祉会
- (医)尚志会
- (医) 恕泉会
- (医)治久会
- (有)まつだ寝具店
- 福原建設(株)
- 井上石灰工業(株)
- 幡多信用金庫
- 明星産商(株)

- (株) 西日本セイムス
- (株) キタムラ
- (株)カメラのキタムラ
- 福留開発(株) (株) 太陽

### えるぼし・くるみんともに認定を受けている企業(五十音順)

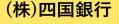
えるぼし、くるみんについては、それぞれ「女性活躍促進」「子育てサポート」の部分について、雇用 管理の改善に取り組む優良企業を認定しています。

「働き方改革」への意識の広がりとともに、複数の制度について認定を受ける企業も増えてきています。

(株)高知銀行











(株)西日本セイムス





(学)平成学園





# 知っていますか?

# ユースエールを設定と

ユースエール認定企業は若者の採用・育成に積極的、 かつ若者の雇用管理の状況などが優良であると 厚生労働大臣が認定した中小企業です。



### 認定企業一覧

(株)ミロク製作所

タイム技研高知(株)

高大建設(株)

金星製紙(株)

(株)技研施工

湯浅建設(株)

フソー化成(株)

植田興業(株)

明治建設(有)

YAMAKIN(株)



ワールドビジネスシスコム(株)

(株)須崎青果

(株)カネエイ

(株)土居建設

福留開発(株)

久保建設(株)

(株) 三谷組

山下電機(株)

(R7.9.1現在)

高知労働局・ハローワーク

# ユースエール認定企業の魅力

※認定基準の一部を抜粋

新卒者3年以内の

離職率

20%以下

Work & Private



月平均残業時間 20時間以下 かつ 60時間以上が0名

有給休暇取得率 年平均70%以上 または 年平均取得日数が 10日以上

男性の育児休業 取得実績あり または 女性の育児休業

取得率75%以上

ワークライフバランスが整っている企業で 仕事も私生活も充実させながら 会社とともに成長したい!

それを叶えるのが ユースエール認定企業です

# ユースエールで就職&成長を!



「若者雇用促進総合サイ ト」で、全国のユースエール 認定企業をチェックしよう。



興味や条件の合う会社に応 募。認定企業だからこそ、 安心して飛びこもう。



お互いに魅力を感じ、条件 が合えば就職。きっと快く 迎え入れてくれるはず。



雇用環境の整っている会社 でのびのび働き、会社の期 待を上回る成長を遂げよう。



仕事とプライベートを両立。 ワークライフバランスを大 切にしながら長く働こう。

# サイトをチェック!



#### 若者雇用促進総合サイト

https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/





# 株式会社 太陽(高知市)

令和7年7月23日認定

労働者数:152人 (令和7年6月17日時点)

主たる事業:農業機械部品製造・販売

計画期間:令和2年10月1日~令和5年9月30日



#### 行動計画の目標及び取組結果

#### 目標 1 年次有給休暇の取得率を 1 人当たり平均年間 90%以上とする

取組結果 令和 4 年度に年次有給休暇の取得率 90.2%を達成

年次有給休暇の個人取得率を調査、把握し、年次有給休暇の積極的な取得に向け指導を行い、社内イントラネットにて部門・社員へ年次有給休暇取得率等の周知を行った。

#### 目標2 小学校就学時まで労働時間短縮措置及び労働時間の繰上げ、繰下げ制度の対象者の取得を目指す 取組結果 労働時間の繰下げ制度の利用者 1 名

両立支援の制度についてグループウェアに掲載、各自の PC にポップアップされ、閲覧 状況が確認できるよう にしており、育児のための労働時間短縮措置及び労働時間の繰上げ、繰下げ制度の対象を孫のためにも利用でき るようにしている。

目標3 仕事と生活の調和を図り働きやすい職場にするため、毎週水曜日をノー残業デーに設定する 取組結果 毎週水曜日の終業時にアナウンスを実施し、あわせてポスター等の掲示も行っている

#### 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

実施している措置(3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるもの)

- 所定外労働の制限
- 短時間勤務制度
- 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

#### 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

- ●所定外労働の削減のための措置
  - →中期目標を定め、年に 1 度の全社会議で社員に現状を周知している
- ●年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - →毎月、部署ごとの有給取得状況を案内している
- ●短時間正社員制度、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の働き方の見直しに資する多様な 労働条件の整備のための措置
  - →在宅勤務規程を策定

# 久保建設 株式会社

(高知県高知市春野町東諸木2669)

事業内容:土木工事業(海岸、港湾、河川等)

創 業:1955年

従業員数:15人

平均年齡:49.8歳



# • 採用、定着状況

		2024年度	2023年度	2022年度	
芸生小小口	新卒者等	_	_	_	
募集状況	新卒者等以外		_		
採用者数	新卒者等	-名(-名)	- 名 ( - 名)	- 名 ( - 名)	
(うち女性)	新卒者等以外	-名(-名)	-名(-名)	-名(-名)	
南州亚北 土土 半九	新卒者等	- 名	- 名	- 名	
離職者数 ※3	新卒者等以外	- 名	- 名	- 名	

直近三事業年度の新卒者等の離職率 - % 平均勤続勤務年数 11.3年

# • 雇用管理の状況

月平均所定外労働時間	O. 4時間
有給休暇の平均取得実績	13.6⊟
直近3事業年度の育児休業の取得状況 (男性は人数、女性は取得率)	男性: - 人 女性: - %

# • 人材育成のための制度

研修制度	自己啓発支援制度
אניוופוווע	

- ※1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と 同等の処遇を行う既卒者
- ※2 ※1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
- ※3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

# 株式会社 三谷組

(高知県高知市中宝永町5-21)

事業内容:土木建築工事業

創 業:1971年

従業員数:85人

平均年齡:43.8歳



# • 採用、定着状況

		2024年度	2023年度	2022年度	
<b>芸生</b> .4270	新卒者等	0	0	0	
募集状況	新卒者等以外		_		
採用者数	新卒者等	6名 (3名)	4名 (1名)	14名(2名)	
(うち女性)	新卒者等以外	-名(-名)	-名(-名)	- 名 ( - 名)	
家作 I 动	新卒者等	0名	2名	2名	
離職者数 ※3	新卒者等以外	- 名	- 名	- 名	

直近三事業年度の新卒者等の離職率 16.7% 平均勤続勤務年数 9.0年

# • 雇用管理の状況

月平均所定外労働時間	O. 7時間
有給休暇の平均取得実績	10.9⊟
直近3事業年度の育児休業の取得状況 (男性は人数、女性は取得率)	男性:3人 女性:100%

# • 人材育成のための制度

## 研修制度

- ※1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と 同等の処遇を行う既卒者
- ※2 ※1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
- ※3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

# 山下電機 株式会社

(高知県高知市神田955-18)

事業内容:電気工事業 創 業:1953年

従業員数:8人

平均年齡:44.9歳



# • 採用、定着状况

		2024年度	2023年度	2022年度	
芸生心口	新卒者等	0	0	0	
募集状況	新卒者等以外	0	0 0	0	
採用者数	新卒者等	1名 (0名)	0名 (0名)	0名(0名)	
(うち女性)	新卒者等以外	0名 (0名)	0名(0名)	0名(0名)	
南州山山 士之 半九	新卒者等	0名	0名	0名	
離職者数 ※3	新卒者等以外	0名	0名	0名	

直近三事業年度の新卒者等の離職率 O. O% 平均勤続勤務年数 18.5年

# • 雇用管理の状況

月平均所定外労働時間	9. 7時間
有給休暇の平均取得実績	13. 9⊟
直近3事業年度の育児休業の取得状況 (男性は人数、女性は取得率)	男性:1人 女性:-%

# • 人材育成のための制度

研修制度	自己啓発支援制度

- ※1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と 同等の処遇を行う既卒者
- ※2 ※1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
- ※3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

# 令和7年 4月1日から

#### 新たな 10年がスタート!

# 次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています(100 人以下の企業は努力義務)。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに 10 年間延長され、令和 17 年3月31日までとなりました。

1

#### 行動計画策定・変更時に、 育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

○ 育児休業等の取得状況及び 労働時間の状況把握

〇 改善すべき事情の分析

- 行動計画の策定・変更
- 〇 社内周知
- 外部への公表
- 都道府県労働局への届出

○ 計画の実施

○ 計画終了・効果の測定

行動計画の策定又は変更を行う際には、<u>育児休業等の取得状況</u>(※1)、<u>労働時間の状況(※2)を把握するとともに、育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定</u>が義務付けられます。

(※1)男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」 (※2)フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の 労働時間(高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあっては、健康管理時間)

◆PDCA サイクルの確立

※令和7年4月1日以降に 策定又は変更する行動計画 から義務の対象です。

認定基準を 満たした場合

厚生労働大臣による認定 (くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準<共通>

#### つた性の奈田は光笠の四須に反え其後の日声し(マナサッ)

〇女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し (認定基準6)

女性労働者の育児休業等取得率75%以上育児休業等をすることができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率基準なし75%以上

**認定基準の見直し**(認定種類別の認定基準全体は、p.2~p.3 でご確認ください。)

#### 〇成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し (認定基準8)

①所定外労働の削減

②年次有給休暇の取得の促進

③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備 ●①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸

②年次有給休暇の取得の促進

③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備

#### くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準く認定種類別>

#### 〇男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん器定基準5)

	男性労働者の育児休業等取得率				記休業等・育児目的休暇 )取得率
トライくるみん	7%以上 <b>→</b> <u>10%以上</u>		又は	15%以上	20%以上
くるみん	10%以上	30%以上		20%以上	→ 50%以上
プラチナくるみん	30%以上	50%以上		50%以上	70%以上

#### ○働き方の見直しに係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7)

雇用する全てのフルタイム労働者	トライくるみん	45 時間未満
1人当たりの各月ごとの法定時間外	くるみん	45 時間主法 30 時間未満 (全てのフルタイム労働者) 又は
労働及び法定休日労働の合計時間数	プラチナくるみん	45 時間未満 45 時間未満(25~39歳のフルタイム労働者)

#### 〇能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し (プラチナくるみん認定基準 10)

プラチナくるみん 女性労働者を対象とした取組 🔷 労働者を対象とした取組



#### トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん (旧基準達成)



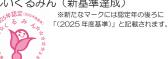
新しいトライくるみん(新基準達成)



※新たなマークには認定年の後ろに 「(2025 年度基準)」と記載されます。



新しいくるみん(新基準達成)



- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準:7%以上)であること。
- (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上(旧基準:15% 以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準:10%以上)であり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公** 表していること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上(旧基準: <u>20%以上)</u>であり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公表している こと、**かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

#### :・・ <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> ......

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者がO人、かつ ・企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が〇人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- 性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男 性労働者がいること。
- きに、男性の育児休業等取得率が 10%以上(旧基準: 7%以上)である こと。
- 場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子ま たは小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度 を利用した男性労働者がいること。

- ① 計画期間内に、<mark>子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)</mark>を取得した男 ① 計画期間内に、<mark>子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)</mark>を取得した男 性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、 かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
- 😢 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま 😢 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること、かつ、**当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で** 公表していること。
- :③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、男性の育児休業等取得率が 30%以上(旧基準:10%以上)であ り、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。
- 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない ② 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること、かつ、**当該男性労働者の数を「両立支援の** ひろば」で公表していること。
- 6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇 用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上(旧基準:女性労働 者の育児休業等取得率が75%以上)であること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> .....

計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその 開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働 者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 が75%以上(旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であれば基準を満たす。

- 6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇 用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上(旧基準:女性労働者 の育児休業等取得率が75%以上)であり、**当該割合を「両立支援のひろば」** で公表していること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> …………… 計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその 開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働

者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 が 75%以上 (旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上)で あり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公表**していれば基準を満たす。

(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置 表たは始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 ※廃止(経過措置は p.4 上段参照)

- 7(旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1) と(2)のいずれも満たしていること。
- (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が 各月45時間未満であること。
- (2) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。
- <mark>7 (旧基準8).</mark> 計画期間の終了日の属する事業年度において次の<u>(1)また</u> は(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしている。
  - (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が 各月 30 時間未満 (旧基準:45 時間未満) であること。
  - (2) フルタイムの労働者のうち、25~39歳の労働者の法定時間外・ 法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること。(新設)
  - (3) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。 (旧基準:計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1)

の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)

- 8 (旧基準9). 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
  - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準 10). 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

プラチナくるみん



#### 1~4. トライくるみん、くるみん認定基準1~4と同一

- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 70%以上(旧基準: 50%以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
  - <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者がO人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がO人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

.....

- ① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.) くるみん認定旧基準7と同一 ※廃止(経過措置は p.4 上段参照)

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん 認定基準においても行われました。(詳細は p.2 のくるみん認定基準参照)

- 7 (旧基準8). くるみん認定基準7 (旧基準8) と同一
- 8 (旧基準9). 次の①~③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。
  - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準 10)。次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。
- (2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が70%以上であること。
- ・・・ <**労働者数が300人以下の一般事業主の特例>**計画期間中に(1)が90%未満でかつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせ
  て計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。
- 10. 育児休業等をし、または育児を行う<u>労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで</u>活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- (旧基準 11.) 育児休業等をし、または育児を行う<u>女性労働者が就業を継続し、</u>活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- 11 (旧基準 12)。 トライくるみん、くるみん認定基準9 (旧基準 10) と同一
- 〇プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、 公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。
  - ・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内
  - ・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内

に行ってください。

# 厚生労働省運営のウェブサイト 「両立支援のひろば」(https://ryouritsu.mhlw.go.jp/)

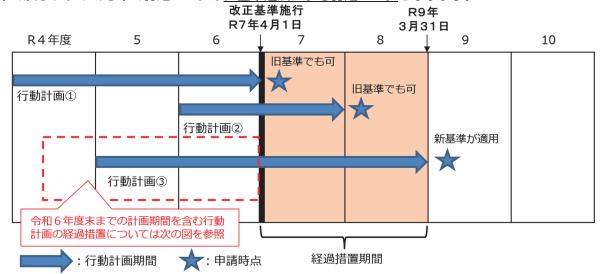
#### 【各種情報を検索・閲覧】

- 〇一般事業主行動計画公表サイト:策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。
- ○両立診断サイト:自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。
- 〇その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載した Q&A 集の検索ができます。

ぜひご活用ください。

#### 【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】: 改正前の旧基準達成による認定

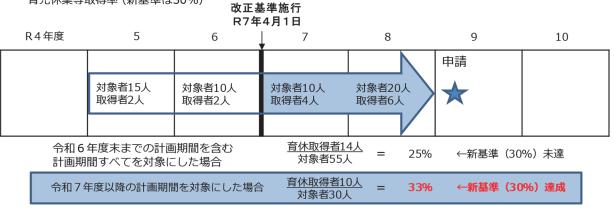
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



#### 【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】: 改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めずに、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の育児休業等取得率(新基準は30%)



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

#### 【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_11367.html

#### くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

○公共調達における加点評価 ○くるみん助成金(こども家庭庁)

〇賃上げ促進税制(経済産業省) ○働き方改革推進支援資金(株)日本政策金融公庫)



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	Ш	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山 形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		